

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定（以下「本公募」という。）を行うので、真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業募集要項（以下「募集要項」という。）その他の公表書類（以下、募集要項と併せて「募集要項等」という。）の公表とともに、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

大津市公営企業管理者 國松 睦生

### 1 業務の概要

#### (1) 事業の名称

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業

#### (2) 事業の目的

大津市では昭和5年に給水を開始して以来、市勢の発展や市域の拡大などに伴って増大する水需要に対応するため、8次にわたる拡張事業で浄水場をはじめとする水道施設の整備を進めてきた。

現在（令和3年度末）の普及率は99.9%となっており、「拡張」から「維持管理」の時代に移行していることに加え、これら水道施設の多くは高度経済成長期に建設され、既に更新時期を迎えていることから、早急にその更新に取り組む必要がある。

国においては、平成30年12月に水道法が改正され、水道事業の経営基盤強化を目的とした水道事業の広域連携や官民連携を推進しており、本市においては、湖都大津・新水道ビジョンにおいて計画する「水道システムの再構築及び水道施設の耐震化」事業を早期に完了させ、強靱で持続可能な本市水道事業を実現させるべく、民間活力を導入する事業範囲及び期間とその効果について検討を行って来たところである。

また、水道システムの再構築として掲げる3浄水場体制への再編には、多大な事業費を要することから、官民双方の英知を結集し、創意工夫により事業の効率化を図りながら、お客様に安全で安心な水道水をお届けし続ける必要がある。

以上のことから、本市は、民間事業者が有する技術力やノウハウを最大限活用することに加え、本市水道事業会計の財政負担を抑制し、早期に水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図ることを目的として、本事業を実施する。

#### (3) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）の特定事業として、浄水場、取水場、配水池及び加圧施設（以下総称して「浄水施設等」という。）の更新改良及び運転維持管理を実施する。

選定された民間事業者は、本事業の遂行を主な目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められた株式会社を設立し、本事業を実施する。

#### (4) 事業内容

募集要項のとおり

(5) 事業期間

本事業は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までを事業期間とし、運転維持管理期間は本事業の開始から本事業期間の終了までの15年間とする。

真野浄水場の試運転開始期限は令和12年9月末日を期限とし、引渡期限は令和13年3月末日を期限とする。

新瀬田浄水場の試運転開始期限は令和14年9月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。

スケジュール(予定)	内容
令和5年10月	事業契約の締結
令和6年4月	本事業開始(運転維持管理業務の開始)
令和12年9月	真野浄水場(更新・耐震補強部分)の試運転開始
令和13年3月	真野浄水場(更新・耐震補強部分)の引渡し
令和14年9月	新瀬田浄水場の試運転開始
令和15年3月	新瀬田浄水場の引渡し
令和15年4月以降	真野浄水場の旧系列部分の撤去工事の実施
令和21年3月	事業契約の終了

2 参加資格

上記1の業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とする。

イ コンソーシアムにより応募する場合は、次に掲げる者の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(ア) コンソーシアム構成員

基本協定書第7条に基づき今後設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)(同協定中では事業者としている。))から業務を受託し又は請け負うことを予定しており、SPCに出資する者

(イ) 担当企業

SPCへの出資の有無にかかわらず、「(3) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件」の資格要件を満たすものとして、提案書に記載されている者

(ウ) 協力会社

SPCへの出資を行わない者であって、担当企業以外で、SPC、(ア)又は(イ)から業務を受託し又は請け負うことを予定している者

ウ 提案書作成時に、イに定めるコンソーシアム構成員、担当企業、協力会社の別について記載すること。

エ コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

- オ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、本議決権株式のすべてを保有するものとする。
- カ 参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業、コンソーシアム構成員~~又は~~担当企業~~、協力会社~~の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員~~又は~~担当企業~~、協力会社~~を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業、コンソーシアム構成員、又は担当企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業、コンソーシアム構成員~~又は~~担当企業~~又は~~協力会社を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、本市に速やかに通知しなければならない。
- キ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、コンソーシアム構成員又は、担当企業のいずれかが、同時に他の応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業又は協力会社となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業に共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがされていない者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- オ 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者
- カ 本市から指名停止を現に受けていないこと。
- キ 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ク 本市が出資する法人でないこと。
- ケ 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。
- コ 次の(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当する者でないこと。
- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められると

き。

(ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(エ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

サ 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者は、次のとおりである。

(ア) EY 新日本有限責任監査法人

(東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)

(イ) EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

(東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)

(ウ) 株式会社東京設計事務所

(東京都千代田区霞が関三丁目7番1号)

(エ) 弁護士法人関西法律特許事務所

(大阪府中央区北浜二丁目5番23号)

### (3) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件

応募企業又はコンソーシアムの構成員、担当企業のうち、設計、建設、運転維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ次の資格を有している者でなければならない。なお、応募企業、コンソーシアム構成員又は担当企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものとする。なお、代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。

ア 設計業務を実施する者

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が1名以上在籍していること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(ウ) 浄水処理施設の設計業務を実施する者は、平成14年度以降の公称能力10,000 m<sup>3</sup>/日以上、浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の設計実績及び配水池（配水池有効容量5,000 m<sup>3</sup>以上）の設計実績を有すること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(エ) なお、(ウ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

イ 建設業務を実施する者

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの）の結果において各担当工事の総合評定値が市内企業（本社所在地が大津市内にある企

業)は1,000点以上、市外企業(本社所在地が大津市外にある企業)が1,100点以上であること。

(ウ) 浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成14年度以降に竣工した公称能力10,000m<sup>3</sup>/日以上規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設完了実績(ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。)及び配水池(配水池有効容量5,000m<sup>3</sup>以上)の建設完了実績を有すること。ただし、建設実績は同一の工事内での実績である必要はないものとする。また、建設業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(エ) なお、(ウ)の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合(契約書の写しの提出等)に限るものとする。

#### ウ 運転維持管理業務を実施する者

浄水処理施設の運転維持管理業務を実施する者は、平成14年度以降の公称能力10,000m<sup>3</sup>/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の運転維持管理実績(元請としての実績を有すること。)があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(4) 本事業の応募者又はそれと同一と判断できる団体等が、本事業について審査委員会の委員への問合せ又は働きかけを行った者でないこと。

### 3 選考方法

#### (1) 参加資格審査

参加資格審査では、本市において上記2の参加資格要件の充足を確認する。

#### (2) 事業提案審査

提案審査では、提案書について、審査委員会における審査を行う。審査は、書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ行う。

また本市は、審査委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、応募者が1者である場合は次点交渉権者を選定しない。

### 4 募集要項等の交付等

#### (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

大津市企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室  
〒520-0022

大津市柳が崎6番1号

電話番号:077-526-5137

メールアドレス:otsu2869@city.otsu.lg.jp

#### (2) 募集要項等の交付

募集要項その他の資料の交付については、次のとおりとする。

##### ア 交付期間及び交付方法

令和4年10月14日(金)から大津市企業局ホームページで交付する。(当該日からダウンロード可能とする。)

##### イ 交付する書類

## 募集要項等

### (3) 募集要項等に関する説明会及び施設見学会の申し込み

募集要項等に関する説明会、施設見学会については、事前申し込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。

#### ア 受付期限

令和4年10月21日（金）正午まで（必着）

#### イ 申込方法

募集要項等のとおり

### (4) 募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申し込み

本事業に応募しようとする者に対し、参考資料の閲覧・配布を行う、希望者は次の手続きにより申し込むこと。

#### ア 受付期限

令和4年10月28日（金）正午まで（必着）

#### イ 申込方法

募集要項等のとおり

### (5) 募集要項等に関する説明会（オンライン開催）

#### ア 実施日時

令和4年10月28日（金）午後2時～

#### イ 開催方法

オンライン（Webex を利用）

なお説明会資料は、大津市企業局ホームページからダウンロードすること。

### (6) 施設見学会開催

#### ア 実施日

令和4年10月31日（月）～11月11日（金）（予定）

#### イ 見学施設

事業者の希望する施設とする

#### ウ 留意事項

(ア) 1社につき1日（午前9時～午後5時）を上限に希望する施設について見学することができる。

(イ) 施設の所在地については、要求水準書を参照すること。

(ウ) 他の事業者も含めて日程を調整することから複数日の候補日を挙げること。

(エ) 同時刻に複数の施設を見学することは認めない。

(オ) 柳が崎浄水場、真野浄水場、新瀬田浄水場、膳所浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の各施設内に保管している設計図書の閲覧も可能である。

(カ) 移動時間も含め事業者において当日の行程を作成すること。

(キ) 当日の見学・道路状況によって、当初予定していた施設の全てを見学することができない事態が発生した場合でも、別日を設けて再度実施等は行わない。

(ク) 人数制限はあらかじめ設けないが、新型コロナウイルス対策や浄水場運用上支障がある場合は人数制限を依頼する場合がある。

### (7) 募集要項等に関する質問・回答

募集要項等に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、期限までに提出すること。

#### ア 受付期限

令和4年11月18日（金）正午まで（必着）

#### イ 提出方法

募集要項等のとおり

#### ウ 回答予定日

令和4年12月27日（火）

### (8) 参加表明書、参加資格審査申請書の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、参加表明書、参加資格審査申請書等を提出すること。なお、当該様式については様式集に示す。

ア 受付期限

令和5年1月17日（火）正午まで（必着）

イ 提出方法

募集要項等のとおり

(9) 参加資格審査結果通知の発送

参加資格審査の結果を応募者に通知する。通知の発送については、令和5年1月27日（金）を予定している。

(10) 資料閲覧の実施

本事業の提案書検討に向け、浄水場等にある資料を閲覧する機会を設け、実施方法及び日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。

(11) 現場確認の実施

提案書の作成に向け、現場確認の機会を設け、実施方法及び日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。

(12) 技術対話の実施

技術対話は、参加資格審査を通過した応募者に対し、本市が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで本市の意図する技術提案を得ることを目的とし、市からの指導や助言等はしない。技術対話の実施要領等は次のとおり

実施期間	参加表明書等の提出以降
提出書類	参加資格審査後、応募企業又は代表企業に通知
留意事項	1 開催日時、実施方法について、応募企業又は代表企業に対し別途通知を行う。（原則として対面での実施を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインにて実施する場合がある。） 2 本市が全ての応募者に公開すべきと判断した対話結果については、応募者と調整した上で、他の事業者に対しても通知を行う。 3 技術対話の実施内容については審査に反映しない。

(13) 提案書の提出

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書を提出すること。なお、提案書の作成要領については、様式集を確認すること。また、応募者に対するヒアリングを行うことを予定している。

ア 提出期限

令和5年6月~~2日~~16日（金）正午まで（必着）

イ 提出方法

募集要項等のとおり

(14) 提案審査結果の通知

本市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、令和5年~~7月下旬~~8月中旬までに通知する。

(15) 参加辞退

参加資格を有することが認められた者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、優先交渉権者決定までに、プロポーザル参加辞退届を持参若しくは郵送等により送付すること。

(16) 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

- (17) 基本協定締結  
本市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。
- (18) 事業契約締結  
基本協定の締結後、本市は、S P Cと事業契約を締結する。

## 5 応募に関する留意事項

### (1) 応募の前提

#### ア 情報公開及び情報提供

大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）に基づき、本事業に係る図書について情報公開を行う。情報提供は、適宜ホームページ等を通じて行う。

#### イ 募集要項等の変更

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、本市は募集要項等を改正し修正版を公表する。なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも併せて公表するものとする。

#### ウ 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

#### エ 提案に伴う費用負担

提案に係る費用については、全て応募者の負担とする。

#### オ 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

### (2) 応募者の提出する提案書類

応募者は、募集要項等に従い提案書類を作成する。

### (3) その他本件の公募型プロポーザルに関する事項

詳細は、募集要項等のとおり